

# オランダ連合東インド会社と日本貿易

—Generale Missiven 試訳— (3)

アントニオ・ファン・ディーメン、フィリップス・ルカスゾーン、カール・レイニールス〔および新評議会員〕アブラハム・ウエルシング、コルネリス・ファン・デル・レインより、バタヴィア発、一六三八年十二月三十日(同、七三五―七四二頁)

今月二十六日、ヤハト船アッケルスロート号は米、小麦、樟脳、鉄、<sup>(1)</sup>青石四三五個など一八、八九八グルデン四スタイフェルニベニングに達する積荷を積み、日本からタイオワン経由で当地に到着した〔全能の神に感謝を〕。同船は正規のスホイト銀千テール入りの箱、二百個をタイオワンで荷下ろしした。スホイト銀は一テールにつき五七スタイフェルの額に相当するゆえ……………五十七万グルデンこのヤハト船は日本で十一月十日に帆を揚げたのち、同月二十五日に平

オランダ連合東インド会社と日本貿易

栗原福也

戸を出港した。スヒップ船ズウォル号、ゼーラント号およびヤハト船ブレダメ号、ザントフォールト号はフライト船ブラッフ号、オーストカッペレ号とともに、各船それぞれ百箱、締めて六十万テールの貨幣(スホイト銀)を積んで同月十六、十七日タイオワンに到着した。神は讃えられよ。スホイト銀六十万テールは……………百七十一万グルデンしたがって、七隻のスヒップ船、ヤハト船、フライト船によって、いまままでに日本の港からタイオワンへ届けられた救援資金は

(計)……………二百二十八万グルデン  
長官ファン・デル・ブルフ<sup>(2)</sup>はこの資金をもって債権者たちに返済し、預けてあった金額と利子を含めて約七十万グルデン□を支出し、タイオワンに入港したシナの船すなわち三隻の積荷豊かなジャンク船からレ

アル貨三十万枚を下らない大きな買物をした。<sup>(3)</sup> こうしてヤハト船ブレダメ号、ザントフォールト号はわれわれの訓令に従って十一月二十五日タイオワンからマラッカ海峡を経て、(資金不足に)苦しんでいるストラット商館に向けて航行した。両船に載せた積荷の仕入れ値は七九九、九四三グルデン一二スタイフェル五ペニングである。

## 省略〔積荷の詳細〕

偉大なる神がこの豊かな積荷のヤハト船を守護し、同地(の商館)が重い利子を免れるよう、速やかに目ざす港へと無事に送り届け給わんとを。われわれが望んでいたように銀二十万テールを金に替えられなかったので、われわれは約十六万グルデンを儲け損って、損失を出すことになる。ファン・デン・ブルフ氏の報告によれば、シナでは、ポルトガル人がマカオで企てた大がかりな買い占めによって金が欠乏しているので、交換は不可能であり、(そのための)時間も足りなかったのと。しかし、二月か三月ごろ、コロマンデル(の商館)に役立つように、かなりの額の金をもってわれわれを応援することをなお希望していると。このようなわけで、よく言われるように、非常な大変動の中ではすべてのことは企画通り運ばないものだということを想起しつつ、われわれはこうした状況に堪えなければならぬが、近いうちにもっと利益がえられるよう希望している。

## 〔九行欠落〕

全能の神が永遠に讃えられんことを。本年、神はバタヴィア、シャム、カンボジャ、トンキン、タイオワンから日本に向けて非常に豊かな資本を積んだ会社の船すべてを「今日までなんの報知もえられないヤハト船ウェイデネス号とトンキンで雇ったシナのジャンク船を除いて」目的の港平戸へと無事に導かれた。こうして、七月十日から十月九日までに、上記各地から買入価額三、六五一、五一〇グルデン四スタイフェル四ペニングの各種商品が十三隻のスヒップ船、ヤハト船、フライト船で平戸へ舶送された。それらの商品の大部分は、去る十一月二十四日、ペルシャ生糸三百袋を除き、良い値段で、かなりの利幅の儲けをえて買入手を見出した。神は讃えられんことを。三百袋のペルシャ生糸はその買入価格が三六〇、八三四グルテン一六スタイフェル四ペニングで、一ピコルにつき二百七十テールで売り出したが、(送り状に較べて)日本で三パーセント目減りしていたので、四、五二五グルデンの損失を生じた。これらの生糸にはさらにペルシャとスラットで期限つきの利子約二万グルデンを支払わなければならないから、会社は上記三百袋のペルシャ生糸ではば二万四千グルデンの損失を出すことになる。したがって商館長クーケバツケル<sup>(4)</sup>が十一月九日づけで、在庫商品につき行った評価額に基づいて、われわれに書き送った報告書によれば、「毎年恒例の拝謁の折に江戸そのほかで贈り物に用いられる品物、トンキン向け注文品を除き」買入価額の総額は三、一八六、四五八グルデン、販売利益は二、

七一一、五六五グルデンである。しかし、同じく十一月二十四日づけの詳細な報告で、われわれはつぎのことを知った。すなわち紗綾、白縮緬、緋縮緬、未晒しの麻布、晒した麻布およびカンガンの販売では□計算していた額よりも二五七、三〇九グルデン一スタイフェル一三ペニング利益が減少した。こうして、本年、日本における会社の状況は改善され、およそ金二四、五トンと実に素晴らしい超過利潤、特大の利益を挙げ、舶送の商品は平均して約七五パーセントの収益となる。主の主なる神は讃えられんことを、またさらに褒らざる主の祝福を与え給わんことを。会社の白糸価格は一ピコルにつき二百八十五テールに決まり、昨年より三十三ピコル上回った。しかし、この生糸を買いつけた商人たちは、生糸を引き渡される以前に、したがって一ペニングも支払わないうちに、一ピコルにつき百テール、百十テールさらに百二十テールの利益を挙げた。なお一テールは五十七スタイフェルに当たる。そのうち彼らの利益は一ピコルにつき九十テールに下がったが、これは京<sup>ミヤコ</sup>への生糸と絹の持ち込みが「それらの品が豊富に流入して溢れ、そのうえ先行き(その供給が)増えるだろうという見込みのゆえに」止み始めたからである。このため上記の紗綾、縮緬などもまた期待が外れて見込値よりもずっと安い値段で販売された。このように、昨年と反対に、本年われわれはポルトガル人よりも高値に売ろうとして、商品を貯蔵しておいて損害を受けてしまった。とはいえ、最善を尽くしてやったのに損をする結果

になってしまったのである。黄色のボギー糸は一ピコルにつき二百八十テール、トンキン糸は同じく二百四十テールに売れた。昨年はそれぞれ二百六十五テール、百八十テールだったから、一ピコルにつきボギー糸は十五テール、トンキン糸は六十テールの差があった。その他のすべての会社商品の売り捌きについては同封の販売覚え書をどうかご覧下さい。なお貴方がたはその覚え書のなかに(今後)二年間は胡椒を日本へ持ち込まないという条件のもとに、一ピコルにつき二十七テールで胡椒千三百ピコルの販売契約が結ばれたことを知るだろうが、このような契約や条件は日本の住民にとって不利であると判断した長崎の代官によって胡椒の取引(契約)は取り消され、買手の商人は十七テールでこれを購入した。この値段はタイオワンでの値段よりはまだまだましだろう。なお昨年度、日本では二十二テールに売れた。

プレシデント・クーケバツケルが推定し、われわれもまたそのように予想しているが、会社の舶送商品の販売額として、遠からず金六十一トンを現金で受けとるだろう。われわれは(前回の)一般報告書では、□金六十三トンと推定したが、全能の神がトンキンから一一三、六四五グルデン十五スタイフェル四ペニングの額となる帰り荷を積んだ庸いのジャンク船と広南の上級商務員アブラハム・ダイケル<sup>(5)</sup>のもとに残っている商品を無事に導いて下さるならば、あの報告書における推定額はほとんど違わないであろう。クーケバツケルの意見では、百二パーセント

の利益をえられたザントフォールト号船載の商品と同率に計算すれば、上記ジャンク船の積荷は平戸で二十三万グルデンを下らない売り上げとなるだろう。

省略〔このジャンク船の（日本）到着の可能性〕

この額は（日本）貿易遂行のために充分ではないとクーケバツケルは書き、彼の計画では、日本での必要額を（金）三十トンと見積ると述べている。われわれの考えではその額を三十五万トンと推定し、タイオワン長官の意見では、日本向け（商品）のために金四十トンを支出すべきであり、したがって、われわれの考えも同様だが、本年日本でなお（金）十トンが続けて借りることが望ましいとのことである。だがクーケバツケル氏はこれに反対し、日本でまるまる一年分の（利子）十八パーセントを支払うよりも、タイオワンにおいて三〇―三六パーセント（の利子）で三乃至四ヶ月のあいだ不足分を借りる方が会社にとってより有利であると主張した。それゆえ、日本人からと同じように、（タイオワンを訪れる）シナ人から、すっかり満足のゆくだけの借金をなんとか引き出すことができれば、われわれもまたそれに同意する。しかしわれわれのみるところでは、シナ人はそのようなことを喜ばず、またタイオワン（商館）の金庫が空だと知ったならば、日本から銀が到着したことが分るまでは一隻のジャンク船も姿を見せぬだろう。とはいえ、まだわれわれは評判を損うことなく、うまくやってゆけるだろうと確信している。われ

われはこのよき音信（一般報告書）でわれわれが（送金を）要望する金額を四十万ギルダーに減らすことを検討したが、結局つぎのように考えた。すなわち、故国への大量の帰り荷が準備してあり、（東）インドにおける資産は（金）八十トンにもならないので、この額では（東）インド域内の貿易を拡大することは全くできない。また予期しない不幸がわれわれに多くの損失を与えるかも知れない「神よ守り給え」。そして、なによりも上記の金（東）インドにわたる域内貿易の拡大を（金）八十トン以下の資本では活性化できないし、適当と認められないだろう。そのうえ、（東）インドの経費（金）一八、五トンと、ネーデルランド向け帰り荷で当地の価額にして（金）三十トンが差し引かれるわけだから、われわれはすでに要望した六十万グルデンの現送を依然としてお願いしたいと。この件を諒承されたうえ、もし貴方がたが、ヘイゼルス氏<sup>(7)</sup>指揮の船団に託したわれわれの切なる要請と意見に徴して、一六三九年度分として貴方がたに要望した現金六十万グルデン以上を（東）インドに送ることを決定されるならば、（一六）四〇年度に貴方がたからわれわれに送って頂くのは、いま要請している六十万グルデンすなわち一六三九年度分として当地に送られるであろう六十万グルデンよりもずっと少ない額でよい。このことを貴方がたは全く安心して期待して頂いてよい。貴方がたは、神の助けで、間違った判断をしたことをあとで歎かないようにするならば、「不慮の不幸は別として」これ以後もう貴方がたに（東）

インド向けの現金は要望されないだろうということを大いに期待してもよいし、確認して頂いてもよい。われわれは一六三九年の末までに会社が(東)インドにおいて利子(借金)の重荷から解放されていることを希望している。

省略〔日本向け(商品)の注文〕

去る四月十一日、上述の叛乱軍は皇帝の軍隊により嵐のような激しい攻撃を受け征服された<sup>(8)</sup>。四人の首謀者のうち江戸に送られた一人を除き、男、女、子供すべて四万人もが虐殺された。叛乱軍の城郭と古い城そのものは取り壊された。皇帝の軍勢のうち死者の数は四万人を下らず、その多くは(敵の)攻撃によってひき起こされた大混乱によって死んだと言われている。こうして皇帝の軍勢は勝利をえたが、混乱に拙劣な対処しかできなかったことについて責任のなすり合いが続いた。この混乱がひき起こされたのは竜造寺の領主と肥後の領主とのあいだで先陣を競い、肥後の領主が遅れをとったことから生じた争いからだと考えられている。この叛乱軍の中には外国人キリシタンの姿は一人も見えなかった。包囲のあいだずっと週二回ミサと説教が一人の若者によって執り行われた。この肥後生まれの十六歳になる若者は首領として立てられ、ひとびとはよく彼に服従した。こうしてこの騒動でおよそ四万人の日本人キリシタンが生命を失った。そして、そのほかの(外国人)キリシタンや宣教師で発見され処刑された者は一人もいなかった。

オランダ連合東インド会社と日本貿易

有馬の領主(松倉長門守勝家)は皇帝の命令で切腹し、浜松の領主(高力忠房)が有馬の領地を与えられた。唐津(の領主)は罰として天草領を没収された。竜造寺と飛騨殿(長崎奉行榊原飛騨守職直)は皇帝の命令に従わなかったなどの理由で不興を蒙り、宮廷で彼らの住居に幽閉された<sup>(10)</sup>。

日本の領主・代官・閣老たちはみな騒動の勃発と叛乱を起こした有馬・天草のキリシタンにすっかり心を奪われていたので、ほかの問題についてはなんら配慮されなかった。マニラの件についてはたしかになどか言及されたが、早急にマニラの件を考慮すべしとの決定が行われた様子はな<sup>(9)</sup>い。会社の業務にはなんら変化なく、すべては昨年と同じく順調に運んでいる。

去る四月一日、プレシデント・クーケバツケル自身は恒例の表敬をなすべく江戸に到着したが、皇帝の病弱を理由に、拝謁はえられなかった。皇帝は病気のあいだ、どの領主にも、また内裏すなわち法皇<sup>(11)</sup>の使節にさえも拝謁を賜わらなかったし、それゆえポルトガル人も同じように取り扱われた。このことは異邦人に対するなんらかの反感が新たに台頭するかも知れないことを恐れるプレシデントを大いに憂慮させたが、結局そのようなことにはならなかった。しかしわれわれの考えでは、日本人が時ととも<sup>(10)</sup>にいつそう傲慢になり、そのために異邦人「われわれはどのように呼ばれる」を見下している<sup>(11)</sup>ので、過去の事例からみて、以後は

もう皇帝に拝謁することはないだろう。五月十八日、われわれは皇帝の宮殿の奥の奥の一室に居並ぶ多くの領主・貴族たちに謁見を許され、その座を主宰する〔忠実な会社の友人〕讃岐殿（酒井讃岐守忠勝）からつぎのように言われた。すなわち、貴方がたの献上品は皇帝陛下が臨席されているのと全く同様の仕方です。受け取られ、皇帝の名において受納された。このことは、あたかも皇帝が親しく謁見を賜い、貴方が皇帝の前に進み出ることを許されたも同然であると。当番の日に当たっていた閣老豊後殿（阿部豊後守忠秋）は皇帝に示すべく献上品の覚え書を手にしていった。こうしてわれわれは別れを告げた。その翌日、閣老讃岐殿は彼のもとに持参した贈り物のみならず受け取られ、皇帝はベルシャ馬と、とりわけカボ・ヴェルデの山うずらを自分の前に運ばせ非常に喜んでご覧になったと言われ、また上記プレジデントが有馬の件で骨を折ったことを賞賛された。老いた平蔵（長崎代官末次平蔵茂房）の友人であり、（ノイツの）監禁<sup>12</sup>以来ずっとわれらの敵だった大炊殿（土井大炊守利勝）は不在を理由に、執事の一人がわれわれの贈り物を受け取った。彼はわれわれに絹の上衣を十枚贈ったが、このようなことは監禁以来絶えてなかったことで、評価されてよい。閣老内匠殿（牧野内匠頭信成）の邸に呼ばれ、われわれの贈り物は好意をもってこの殿に引き渡された。閣下は馬と山うずらが皇帝により最高の喜びをもって嘉納されたことと確言された。内匠殿は叛乱者たちの件についてつぎのようないろいろの話題を披

露された。すなわち、ポルトガル人は日本で多くの悪いことをひき起し、毎年多くの人が死んだのもそのためである。それゆえ、恐らく彼らは日本の領土から追放されるだろうが、まだそれに関する結論は出されていない。彼はまたもしその決定がなされたら、貴方がたはポルトガル人が日本に運び込んでいたものすべてについて、日本人が満足するくらい供給することができかどうかを聞こうとした。彼は話題をマニラへと移し、その地をわれわれだけで占領することができないか、そのためにはどれくらいの兵力が必要かなどと尋ねた。われわれはこれに答えて、一万人以上の兵士が必要なこと、（会社の）貿易や多くの要務に使用しなければならぬので、わが兵力はそれには足りないことを述べた。この件がそののちどのようになったかについては、貴方がたのもとに届くはずになっているクーケバツケルの書簡と日誌を参照されたい。

ところで、クーケバツケル閣下は昨年のわれわれの請願書にどうか配慮してくれるように、すなわち好意的な返答をえることができ、（出帆）準備の整った会社の船が出帆を妨げられないようにと閣下（内匠殿）に申し上げた。われわれはすべてのことについて、つぎのように丁寧な返答をえた。すなわち請願はもつともであり、ことに会社の船（の出帆）を急がせることはもつともである。長崎の奉行はこの件についてはほかの人の意見を聞かないで処理できると。このように今日までいろいろと社交辞令が並べられてきたが、すべては以前の状態のままである。

それゆえわれわれは、プレシデントとともに、つぎのようになったとしてもなんの不思議はないという意見である。すなわち、ポルトガル人が日本にたびたび航行することを許されているかぎり、会社の船が十一月十日以前に出帆することを許されないだろう。また会社の以前の自由が回復され、パンカドという邪悪な隷従を免がれることは多分ないだろうし、そうなれば会社の生糸は、(われわれが)希望を与えられていたように大商人たちがそれに支払う(値段をつける)よりも、一ピコルにつき二十テール低い価格をつけられるだろうと。神よわれわれが邪悪な隷従を被らないように、さらにすべての生糸が本年もまた(商人たちが)要求しているパンカドにされないようにし給わんことを。とはいえ、クーケバツケルは非常に感動してつぎのように述べている。すなわち、いまやわれわれは宮廷において以前よりもよい状態にあるということを諸種の状況から見てとることができるし、(皇帝からの賜り物を受けとった)通詞の報告によれば、毎年恒例の賜り物の上衣二十枚はこの十五年のあいだ行われてきたよりもずっと厳かに引き渡された。そしてわれわれはまた閣老たちの返礼の贈り物としてスホイト銀九十枚と大判一枚、合わせて四三二テールに達する額を受け取った。つまり会社はそれだけの信頼を受けているのであると。

銅輸出の許可をえる見込みはさしあたってないだろうが、ゼネつまり銅銭の製造人もまた錫(の不足)に甚だ悩まされているので、われわれ

が日本に持ち込む錫に相当する量の銅を輸出することが認められるだろうと考えられる。そのためにシャムからリュッテン号で三三四ピコル(の錫)が日本へ向けて送られたが、(船は)嵐により帆柱を失って当地(バタヴィア)へ到着したので、来期にはかなり大量(の錫)を日本に送れるだろう。錫の輸入に相当する銅を輸出することができれば、会社は二倍の利益を享受することになる。その成功は疑いない。

本年ポルトガル人は二隻の豊かに積荷を積んだガレオット船でマカオから長崎へ到着し、そこで昨年よりもよい取引を行い、大きな利益をえた。彼らもたらした商品とそれらがどれだけの値段で販売されたかの覚え書<sup>(13)</sup>を貴方がたはつぎの船で受け取るだろう。彼らはこのような商品の代価としてそれぞれ千テール入りの銀一二五九箱を輸出し、そのうえ、二五、二六、二七パーセントの利率の船舶抵当貸付で日本人から(銀)四十万テールの信用貸しを受け、マカオへ運んだ。(ポルトガル人に対する)このよい取り扱いは多くの人をつぎのように考えさせ、また言われもしている。すなわち有馬における叛乱について、また(日本への連行を)要求されたまま(マカオに)留まっている六人の商人たちをマカオから連れて来ないことについて、ポルトガル人は決して咎められないだろうと。だからこそ奉行三郎左衛門殿と代官平蔵殿はヨーロッパのキリシタンが食事するのを見物するという口実のもとにカピテン・モールの家「家は美しく飾られていた」を訪ねたのである。そして平蔵

は御馳走をいくらか食べたが、三郎左衛門殿は全く食べなかった。(ポルトガル人への)あれやこれやの好遇は商人たちにつきぎのような考えを懐かせた。すなわちポルトガル人は来期にはより多くの商品をもって来航しようとしており、われわれの供給も年々増えているので、ポルトガル人が彼らの商品を販売したあとは、すべての商品の値段が下落し続ける、会社は約二十万グルデンの減収となるだろうと。明らかに、この平蔵と長崎の奉行はかなりの贈賄を受けており、彼らが贈物を受け取っている限り、(ポルトガル人は)彼らによって宮廷で好遇されている。

ポルトガル人は、自分たちについて多くのことが支持されているので、平蔵やその仲間と交際していれば、不正も赫免されると信じている。それゆえ、(ポルトガル人により)二三〇ピコル足らずの白糸が市場に出されたとき、上記の平蔵と長崎の市長<sup>14</sup>はそのうち一五〇ピコルの白糸を買ったのである。しかし、ポルトガル人に与えられるこの並み並みならぬ好遇と信用にもかかわらず、彼らは大きな困難に陥っており、多分日本から追放されるだろうと信じられている。それどころかガレオット船出帆の前日、宮廷からの急使が長崎に到着し、いまはずでに別れを告げ、自分の荷物を船に積んでいたカピテン、フランシスコ・カステル・ブランコに留まるように、またカピテン・モール、ドン・ジョアンは彼が入っている例の長崎の留置場に留まらなければならぬと命令した。<sup>15</sup>このことはポルトガル人のあいだに大きな狼狽をひきおこし、彼らはひ

どく悲歎にくれ、礼砲も撃たずにマカオへ向かって出帆した。その後、続いて別の使者が到着し、つぎの沙汰があるまで、恒例の(皇帝への)表敬を行うため、ドン・ジョアンが江戸に来ることはまかりならぬと奉行に伝えた。(この件が)この後どうなつてゆくかを貴方がたとわれわれが知ることができるのはこれからである。宮廷からの急使により、平戸の商館は本年日本にもたらした商品の覚え書を(宮廷に送るよりに)要求された。会社があらゆる品物を日本へ供給することができかどうかを検討し、ポルトガル人追放を決定するためであると言われている。神よ、われらの敵が日本から締め出され、日本貿易を独占させ給わんことを。

日本の宮廷への使節の派遣とその常時駐在に関するクーケバツケルの意見については彼の報告書を見て頂くことにして、本報告書では敷衍しない。そのようなことはクーケバツケルもわれわれも勧められないと判断し、宮廷への駐在に至っては考慮に価するどころかむしろ笑うべきことだと考えている。使節の派遣に関して、閣下(クーケバツケル)は平蔵その他と意見を交換したが、彼らの意見は、日本国においてわれわれが享受する自由や利益に対して感謝を示すための骨折や費用を惜しむべきではなく、それゆえ駐在事務官は多分役に立ちうるだろうとのことである。いずれにせよ、この件はのちほどの報告に委ねた方がよい。そこにあるのは、利益の見込みのない出費だけである。



アントニオ・ファン・ディーメン、アントニオ・カーン、コルネリス・ファン・デル・レインより、バダヴィア発、一六三九年十二月十八日(同)、第二巻、七九一八〇頁、八四一八六頁)

貴方がたが、日本貿易に関するわれわれの意見に反対して、われわれが気まぐれで性急過ぎると、(書簡で)言っているのは残念である。貴方がたが命令し、われわれが従わねばならないことをわれわれはよく承知しているが、(会社に対する)尊敬と奉仕への勇氣において、われわれが貴方がたから絶えず励まされるためには、貴方がたが間違つてわれわれを評価しないようどうかよろしくお願いしたい。われわれはわれわれの意見□□の中で、(日本へ)持ちこんだ商品に対し、われわれが二十パーセントの利益で満足すべきであるという日本人の方針、またそのほかのわが日本貿易における多くの不利な拘束や制限についての(日本人の)申し入れをそのまま報告したが、貴方がたもわれわれとともに認めるであろうように、われわれは日本での二十パーセントの利益には満足できないし、損をするために日本へ航行することはできない。だからこそわれわれは別の方策を講じなければならぬと述べているのである。貴方がたがこの(方策、という)言葉<sup>16</sup>を非常に誤解したように、われわれはあの報告書で打開策を戦争に求めようと述べたのではない。そのような方策はシナではともかく、日本ではなんの利益も生み出さないだろうということをわれわれは十分に承知しているからである。われわれ

オランダ連合東インド会社と日本貿易

れはまた「別の方策を講じる」という言葉で、つまりはまことに道理にかなった要望書をもって、「貴方がたがまたも誤って理解しているように」貿易におけるより多くの自由を懇願するためではなく、われわれの莫大な費用とその結果としての日本人の大きな利益を我慢できないことを鄭重に説明するために、甚だ控え目に閣老たちに申し入れる機会をとらえたのだと言っているのである。われわれはまたつぎのように言っているのである。すなわち閣老たちがどうかこの問題について考慮し、われらが苦勞と重い負担が償われ、貿易が継続されて日本に役立つように解決を与えて頂きたい。さもなければわれわれは利益をどこかほかの場所に求めて(商館を)解散し、われわれにとって良い状況になったら再び戻って来ることができるよう、皇帝の承諾をえて(日本を)退去するだろうと。さらにわれわれはこの言葉でつぎのことを明示しているのである。すなわち「商業は多くの偶発的事件に影響されるから、その利益額は毎年同じになるわけではないということをわれわれは十分に承知している。日本貿易をこのように理解することができれば、われわれはこの問題について多くの文書を費すことはないだろう」と。そして、このようにはつきりと述べているのにもかかわらず、貴方がたは、われわれを拘束するあらゆる煩瑣な制限を顧慮せず、われわれがなにかほかの方策を講じようとしなかったために、取引は不安定で、毎年の利益は一定していないと何度もわれわれに反駁している。会社にとってきわめて

重要なこの（日本）貿易を継続するため、われわれはその実施がまだ計画のままになっているあらゆる方策を講じるだろうということを信じて頂きたい。貴方がたはまた日本貿易の改善を考えているということにもっとも留意しているが、われわれの意見は、日本の利益が絶望的となっていたその当時において、別の方策を練るといふことだけに（「そうすることを」）迫られていたので」向けられていたのである。貴方がたは（「誤っていたら」訂正するが）このことを理解していなかったようにみえる。貴方がたのお考えの通り、銅についてもまたすでに事情は一変している。貨幣製造人は自己の怠慢を弁解するため、日本の国は銅を輸出しているおかげでゼネスなわち銅貨を供給することができなかったと「詐って」言い張り、このいい加減な言い逃れの結果として「現在も継続している」禁令が発せられた。この国では通常の取引や商売のやり方はできない。

われわれは軽率にマニラ（遠征）への援助を申し出たのではなかった。<sup>17</sup> 貴方がたの書簡ではそのように（述）べていると思われるが、われわれはつぎのようにはつきりと書いている。すなわち総督は「艦隊を率いてアンボイナに航行中だったが」すべてのことを遅れないように注意深い配慮をもって準備するためには、事前にマニラ遠征に関して、またそのほか多くの状況に関しても、（日本側から）知らされる必要があるということとを鄭重に説明することによって、その問題を先へ引き延ばそ

うと努力したが、われわれは嘘つきと言われ、われわれの方から援助の提供を願うようにと（日本の）友人たちから忠告されたのである。以上のことはわれわれがはつきりと書き、事実その通りである。にもかかわらず貴方がたは、貴方がたの命令に従ってよく配慮してきた事柄について、貴方がたの使用人（たるわれわれ）を非難している。

ポルトガル人が日本から追放されたので、われわれは質量ともにその需要品を供給して日本に満足を与えなければならぬだろうが、（タイオワンの）長官ファン・デル・ブルフは銀さえあればそうできると考えている。タイオワンの貿易によい秩序と規律がうちたてられんことを

去る八月と九月に、粗悪でわれわれには向いていない絹織物およそ二十万グルデンの商品を携えてきたシナ商人はシナに送り返されたが、同時に彼らがわれわれの欲しい商品を持参すれば引き取り、たつぷり支払うことを約束した。アンハイ港には、積荷豊かな数隻のジャンク船がひたすら銀を待って、すなわち（銀）十五万テールを積んだバンダ号の到着を待って、出帆の準備を整え、碇泊していた。バンダ号のあとにはブレダ号、ペッテン号、オッテル号、ブルコールト号、フリーヘンデ・ハルト号といったスシップ船、フライト船がそれぞれ同額（の銀）

を積んで、時を置かず後続中だった。そして、(銀不足から)解放されたことを知らせるために早船がシナへ送られた。十一月末にはオースト・カペル号とゾンネ号<sup>(18)</sup>が、さらに第三陣としてカロン<sup>(19)</sup>氏の報告によれば最後の輸送となるフライト船カストリクム号とロッホ号が後続するので、これらの船すべてでスホイト銀八十万トン<sup>(20)</sup>を日本から運ぶことになる。

日本貿易を失って衰滅せざるをえない羽目に陥ったマカオの(ポルトガル)人が何かを企んで実行するかも知れないことに、いまや充分に気をつけなければならぬ。彼らがシナ人を通じて日本貿易をできるだけ継続しようと努め、あるいは「もし機会が与えられるならば」イギリス船すなわちわれわれの信じる<sup>(21)</sup>ところでは、カートンの船荷の下に隠そうと画策することは明らかである。これに対し、シナ人やイギリス人がこのようなことを企て、その商品をマカオで積み込んだことが日本人の知るところとなれば、彼ら自身も許されるどころか、ポルトガル人と同様に追放されることはわれわれの心を慰める。そして厚かましく向う見ずなイギリス人はとかくこうしたことになりやすいだろうが、それについてはいざしれ時がわれわれに明らかにしてくるだろう。それとともにイギリス人が私掠に乗り出し、トンキン附近やその他の場所でわが非武装船を見張っているようなことが生じるかも知れないので注意深く警戒しなければならぬ。会社が(日本からの)銀の流れを充分入手する限り、シナ(人)がわれわれに貿易を拒絶することはありえないだろう。

それゆえ、われわれはまたポルトガル人をマカオから追い出すのがよいか、それとも(そこで)衰微させるのがよいかを考えなければならぬ。(ポルトガル人が)マカオから追い出されたとしても、われわれはシナ人の同意なしにそこに住むことはできないだろう。われわれが「うすればできるように」(シナ人の)意志に反してマカオへの居住を強行するならば、カートンの貿易を手に入れ損う危険を冒すばかりでなく、タイオワンにおける貿易をも失う危険を冒すことになる。従ってこの問題は微妙であって、賢明に取り扱う必要がある、これに関してなにかの手を打つ前には、すべてのことに考慮を払わなければならない。

本年「これで三年目だが」、マニラはヌエバ・エスパニオーラからの来航を全く受けなかった<sup>(21)</sup>ので非常に困難な状態に置かれており、主だったシナ人居住者たちが家をたたんでシナに戻ることがはたしかである。スペイン国王はこの東洋のインディアス(マニラ)を放棄したようにみえるが、神よそうあらせ給え。もしもマニラの対アカプルコ貿易が以前と同じように活発だったならば、マカオもまたその貿易から支持をひき出していただであらう。

フォルモサ島におけるスペイン人の城塞<sup>(22)</sup>とその行動についてはほとんど知らせを受けていない□。

プレシデント・カロンはみずから江戸に赴き、拜謁を得た。会社の贈り物は閣老各位並びに彼らより下位の領主たちに喜んで受納されたが、

昨年と同様に皇帝の臨席は見られず、御不例のためであると説明された。上記カロンは慎重にも三回にわたってそれぞれ別の閣老から、ポルトガル人を追放した場合、日本は満足ゆくだけの商品をえられるかどうかを質問された。そして返答は屏風の蔭に並んでいる書記たちによって詳しく書きとめられた。

われわれは臼砲の製造と射撃によって大きな榮譽を与えられ、愛顧をえた。<sup>(23)</sup>陛下は自己の費用でさらに七門の臼砲を製造するよう命じ、われわれは製造に着手した。<sup>(24)</sup>皇帝はスホイト銀二百枚をもってカロンをねぎらい、さらに閣老讃岐殿からはスホイト銀三十枚が贈られた。また砲手と臼製造人にそれぞれスホイト銀二十五枚が贈られた。もしも、すでに好奇の目をもって注文されている臼砲、大砲、燈架、火打石銃などのような要望多い珍しい品々「昨年、その凶面は貴方がたに送ってある」が来年六月ごろわれわれのもとに到着するならば、会社はそれによって大きな支持をえることができる。このことは間違いないと確信している。それにしても何人かの臼砲射撃手、火工手などの技工を引き続き当地へ派遣して頂きたい。ただし不器用な者は御免こうむりたい。いくらかの元手をかけて頂きたい。そうすれば豊かな報酬が返ってくるだろう。

銅製燈架と長距離野砲は一六四〇年度に行われる拜謁に役立つだろう。<sup>(25)</sup>これらの品々は王者にふさわしいと考えられるが、それらが珍貴を<sup>(25)</sup>もてはやされて輝きを失わぬためには、もうこれを最後にしなければな

らない。われわれは非常にうまい具合に二個目の燈架と釣り型の燈架を当地に所蔵している。われわれは必ずムガル(帝国)で同様の作戦を実施するだろう。

アントニオ・ファン・ディーマン、コルネリス・ファン・デル・レイン、ヨアン・マートサイケル、フランソワ・カロン、ヨースト・スハウテン、サロモン・スウェールスより、バタヴィア発、一六四〇年十二月十二日  
(同、第二巻、一四六一—一四七頁)

上記のフライト船デ・バイス号で、われわれはヨーロッパからの積荷並びに六十三ピコルの生糸、その他種々の商品、さらに日本の皇帝および大官たちへ向けられる贈り物を日本へ送った。その類は以下の通り。

……一六七、二四七グルデン八ペニング

金属製品、価格一、七五三グルデン九スタイフェルの騎士用武器、および臼砲は人気を呼ぶことを期待しているが、大時計はその上部に誤って皇帝の紋章を鑄造してあり、これは不届きな紋章の乱用なので、当地に保留してある。金属製大砲の砲台は荒木で作られているので、これは当地で非常に上手に作ることで、櫂材もまたこちらではあまりにも傷みやすいから、貴方がたは砲台を送らずに済ますことができる。同じく、臼砲は期待していたほど非常に入念には鑄造されていない。燈架については聞いていない。

省略〔在日本のカロンはマクシミリアン・ル・メールによって引き継がれる〕

われわれはタイオワンと日本へ書き送った書簡で、彼の地における資産を計算しているが、「万一のことがなければ」この計算は多くの誤差を生じないだろうと確信している。正確な計算はほとんどわれわれの義務であろう。その計算は以下の通り。

タイオワンから日本へ運んだ商品	一、〇五〇、〇〇〇グルデン
バタヴィアからシャム、タイオワンを経て（日本へ）上等な商品	二二五、〇〇〇グルデン
同じくシャムへ（シャムから日本へ）	六〇、〇〇〇グルデン
トンキンから生糸、絹織物	二二五、〇〇〇グルデン
したがって、日本貿易のために供給された額は	（小計）一、五六〇、〇〇〇グルデン

収益を平均して約五〇パーセントに計算して	七八〇、〇〇〇グルデン
（計）	二、三四〇、〇〇〇グルデン
われわれの推定ではカロン氏からル・メールに引き継がれた在庫商品 <sup>26</sup>	九〇〇、〇〇〇グルデン
はすべて売り出されるだろう	九〇〇、〇〇〇グルデン
以上の計算によれば日本における純資産は	（総計）三、二四〇、〇〇〇グルデン

タイオワンから本国および（東）インドへの帰り荷を〔日本からの救

オランダ連合東インド会社と日本貿易

援以前に〕約四十四万グルデンと予想しているので、タイオワンが二十六万五千グルデンの赤字を出すと、日本の資産から引かれる額はすなわち、

スラットおよびコロマンデルへ	一、二〇〇、〇〇〇グルデン
タイオワンの赤字の支払いに	二六五、〇〇〇グルデン
シャムへ	七五、〇〇〇グルデン
トンキンへ	三〇〇、〇〇〇グルデン
（計）	二、一四〇、〇〇〇グルデン

それゆえ、バタヴィア向けに米あるいは何かの輸入を要求しないと、一六四二年度分のタイオワン向け商品入手のため日本に残された額を計算すれば

（計）	一、四〇〇、〇〇〇グルデン
これに、来年度用として貯蔵して置くためにタイオワンで積み込む縮緬と紗綾をつけ加えなければならないが、その額は	四三、〇〇〇グルデン
こうして、（日本商館は）それらの売出しが許されさえすれば、自己資金をもって、新たに（タイオワンから）日本向けとして以下の額（の商品）を注文できる	一、四四三、〇〇〇グルデン

アントニオ・ファン・ディーメン、コルネリス・ファン・デル・レインより、バタヴィア発、一六四一年一月八日(同、第二巻、一三二—一三四頁)

長崎奉行たちの不機嫌によって、取引(商品の売出し)は遅れて始められ、シナ産白糸の価額が一ピコルにつき二六八テールと決められたのは十一月十七日になってからだった。この価格は昨年よりも一ピコルにつき二七テール低い。ジャンク船で運ばれてきた白糸も同じくパンカドにされた。カロン氏はロッホ号で送ってきた十一月二十七日づけの追信で以下のように述べてきた。すなわち「積荷は積み重ねてあって非常に取りにくかったが、いまはいくらかよくなって売出しを始めるに至った。ただし売出しは実にもじめというかむしろ惨憺たる有様だった」と。同じように、日本から(バタヴィアへ)到着した友人たちも(日本から)運び出される資本は僅少にとどまるだろうと報告しているが、われわれの考えもこれらの報告とそれほど変らないので、この問題について多少ともはつきりさせ、貴方がたにできる限り最良の説明をするために、日本へ送りつけた商品を、われわれが送った覚え書に記載されている、シナ人が(日本で)販売した価格で計算してみようという気持をわれわれに起こさせる。たとえば買い入価額(金)五十一トンのシナ産商品についていえば、レイプ号、フラハト号によってもたらされた商品の損傷した分として三万グルデン、また綸子、縮緬の損失した分として七万グル

デンを差し引くと、五十二万グルデンの利益となる。同様にトンキンからの二隻の積荷は、生糸が(一ピコルにつき)一七〇テール以上にはならないだろうから二十八万グルデン、ヨーロッパとバタヴィアの商品は十万グルデン、またシャム、カンボジャの積荷は二十万グルデンの利益となる。したがって、本年、日本における利益は

…………… 百万グルデン

以下に見積もらなければならぬ。そして、そのうち利子、諸経費、贈与として…………… 七十万グルデン

を下回らない額を差し引かなければならないので、こうして計算すると、日本における利益は…………… 約四十万グルデンとなるだろう。

われわれは、本年、日本だけで(金)二十五万トンの利益を挙げると計算していたのに、いまやそれより二十一万トン減り、大きな打撃であるが、とはいえ、これも取引の成行きであり、またわれわれが各地で犯す誤算であって、これを大局的にみれば、われわれがポルトガル人と同じように日本に役立つことができることを示すためである。だからわれわれは最善を尽くしたが、いまは商況が(悪く)変化したのに、大きな商売をし過ぎた。「いまや日本人がどのようなか分かっているの(で)以前(金)四十トン(の資本)で挙げた利益よりも多い利益を、以後(金)二十トン(の資本)で挙げるように、われわれはこれからの貿

易を調整してゆきたい。

この計算に従って算定すれば、日本でわれわれが所有する資本は、全商品が売り捌けたとして、およそ以下の通り。……(金)七十三トン  
日本では、利子つき(借金)がほぼ満期となり、またタイオワンへ金十トン分の金・銀が返却されるから、極めて

……(金)三十三トン  
諸費用と利子□の額は

……(金)七トン

トンキン向けには、新たに

……(金)三トン

を越えることはないと思う。シャム

とカンボジャへは僅かに

……(金)一トン

……(金)四十四トン

残額は言うまでもなくタイオワンへ……(金)二十九トン

タイオワン向けの資本が(金)二十九トンより下回ることも、また多分(金)二十九トンをずっと上回ることもないだろうとわれわれは確信している。そして同様の商況が続くと思われるので、本年タイオワンから日本へ向けるシナ産商品を(金)二十トン以上仕入れる必要はない。

日本向けシナ産商品は主として生糸、緞子、サテンから成っているが、もしも高価な掠奪品(それらは日本へ送ることに決められている)に関

オランダ連合東インド会社と日本貿易

するわれわれの通知がタイオワンにうまく到着し、迅速な輸送をもってそのために為すべきことがすべて行われるならば、緞子とサテンのための投資は減ることになる。その結果、タイオワンでは(金)十トンの余分を残すことになるので、われわれの切なる勧めにより、二月か三月あるいは四月ごろコロマンデル、スラット向けとしてこの(金)十トン分の金と銀が当地に送られてくる筈である。さもないと上述の方面ことにコロマンデル海岸ではひどい資金難が続くだろう。これに反し、百分の十八乃至三十の利子が支払われる日本では、<sup>(26)</sup>困難はない。日本での利益が約(金)二十トン減少し、それは大きな打撃だけれども、全能の神が日本貿易を会社の利益へと嚮導するよう計画し給わんことを、なかなしくこの取引がなんら困難もなく、よりよい方向に導かれるのをわれわれが見とどけられるように、また少ない資本をもって、より大きな商売をするよりも多い利益を挙げられるように願っている。神よ日本(貿易)を保持し、利益多い貿易を続けさせ給わんことを。そしてそうなることを□われわれは疑わない。なんとなれば、日本人の命令に辛抱強く従っている限り、われわれが日本から追放されることは考えられないからである。

われわれの感觸ではまた、(日本人は)外見上そう見せかけている以上に、もっと多くの取引をわれわれとし、オランダ人を敵にするより友人にしたがっているのである。われわれは(日本人の)敵対者にならない

いように望んでいるが、もしわれわれを追放すれば、日本人はそのことを口に出して言いたがらない□けれども、日本はわれわれのおかげで抑えこまれて内乱へとすぐに突入するだろうと彼らが考えていることは確かだ。<sup>(27)</sup>

アントニオ・ファン・ディーメン、コルネリス・ファン・デル・レインより、バタヴィア発、一六四一年一月三十一日（同、第二巻、一三五—一三六頁）

□ いずれにせよ、われわれは、二年間は、かなりの額の利益を日本から引き出そうなどと皮算用をしてはならないし、もしシナ人が日本への航行を続けるようであれば、その時期がもっと長びくだろうことは明らかである。というのも日本人のいらいらは減少するどころかよいよつより、われわれが日本から金を輸出することも牛肉を食べることも厳禁したからである。<sup>(28)</sup> 日本人はわれわれが台湾の住民をキリスト教徒にし、ポルトガル人と同じことをしたと非難する。また彼らは、伽羅木と鮫皮を長崎へ届けるよう広南に在る商務員ダイケルに托したのに、ダイケルの死後どうなったか分からなくなってしまうと主張してその権利を要求し、それに対してわれわれは二、一二三テールを弁償しなければならなかったというように、彼らに不正と暴力を加えられた。これは便宜供与の結果であって、ダイケルが規則に違反して犯した行為だった。

このダイケルの遺した財産は同人の向こう見ずな私行にかんがみ、当地で没収された。貴方がたはこれに関して権利回復するには及ばない。会社は同人の非行によってこのような損失と迷惑を蒙ったのであるから。長崎の奉行はわれわれがポルトガル人を追放させ、そのことによって大きな利益を引き出したという考えをいっているため、会社に対して好意を持っていない。平蔵殿は、（会社が借りた）彼の金をわれわれが返償しようとしたとき、彼の金を請求しながらも、債権が消えることに不快感を示したことはわれわれを大いに考えさせた。<sup>(30)</sup> メールマン号が出帆するとき、新たに二名の使節が平戸に上陸し、命令通りに残っている倉庫の取り壊しが続けられていないので、ただちに取り壊しに着手しなければならぬなどとひどく機嫌を損ね、これに対してプレシデントは、皇帝の命令をすぐに履行するが、会社の商品（これらの商品で住居は一杯になっている）を船に運び込むことができるようどうか許可してほしい、それとも高価な商品が路上に投げ出されて雨や風にさらされるのを彼ら（日本人）が喜ぶはずはないだろうと平戸の領主に申し出た。これに対してわれわれがえた答えは、使節の目を満足させるために飾り（住居の破風にあるキリスト生誕年号）を取り去り、倉庫の四隅を少し毀すように、他方で商品の販売を急がなければならないということであった。こうした苦惱を与えられるのも、日本の商人たちのために、われわれにとって大きな損失となる商品の投げ売りをさせるためだと平戸で



は考えられている。日本で事態がなおどのように悪化してゆくかは時（の経過）が明らかにしてくれるだろう。われわれの件に關し、宮廷で新たな命令が決定されるだろうと言われている。オランダ人は追放されることはないだろうが、もっと窮屈な制限と苦痛を覚悟しなければならぬ（平戸の商館員たちは）考えている。もしシナ人が輸入を続けるならば、（会社の）利益が経費や労苦や労力に見合わないだろうことは確実だ。しかし、いつか（情勢が）好転して日本がシナ人を追放し、風評通りに長崎が衰微するのを期待したい。

アントニオ・ファン・ディーメン、コルネリス・ファン・デル・レイン、  
ヨアン・マートサイケル、ユストゥス・スハウテン、サロモン・スウェー  
ルス、コルネリス・ウィツェンより、バタヴィア発、一六四二年十二月十  
二日（同、第二卷、一七六一—一八〇頁）

それゆえ、これらのことは外見上は結構なことだと考えられているようである。それはともかく、われわれは（江戸への）往復の途次、そのために任命された監視人たちの面前か彼らの諒承をえた場合を除いてはいかなる日本人とも話すことができず、逆風で碇泊中も船から上陸することさえ許されなかった。江戸ではポルトガル人の定宿を提供されたが、それは小さくて貧弱なうえ、（外からは）誰にも見られないように建てられた家だった。われわれはまた、大官と小官を問わず、個別的に話を

することはできず、知っている者も知らない者もともにわれわれのことに関わり合いたがらなかった。外国人は使節が長崎奉行に申し入れをしなければならず、これらの人たちはすべての件を自分たちの思うままに指図することができるし、同じく古い皇帝朱印状<sup>(32)</sup>を些細な口実とし、（それらの件に關して）そのときに閣老たちへ知らせることをよしとしないのである。なんども上に述べた使節たちはつぎのようにエルセラックへ通告してきた。すなわち貿易の件に關してはなんらの改変も考えておらず、われわれは古くからの貿易の自由を享受するだろう。ただし生糸だけは大きいなる理由のもとに□□、皇帝の命令により、パンカドにして皇帝の五つの都市（五ヶ所）に分配されるし、またわれわれがキリスト教徒であるという点についてはさらにきびしい規制と油断のない取締りが行われると。長崎奉行三郎左衛門殿が率直にも述べたところによれば、われわれは日本でキリシタンが公認されていた時代に与えられた古い皇帝朱印状にあまり頼り過ぎてはいけない。いまやキリシタンは禁制となつて事態は一変した様相を呈しており、われわれの苦勞もまたもっぱらわれわれがキリスト教徒であることに由来しているからであると。そして、われわれは短期間の参府<sup>(33)</sup>で、皇帝に銀を与えられる榮譽に浴したにもかかわらず、上<sup>カミ</sup>の方から長崎へ到着するとすぐに、以前と同じように出島に住まわされ、前よりもきびしい拘束を受けた。彼ら（商館員）は、余暇の折、市内に出て気晴らしをしたいとか、船で海上に出て少し

ばかり楽しみたいと鄭重に願ひ出たけれども、すべて聞き届けられなかった。彼らは監視人に監視されながら閉じ込められた場所で（会社の）船が姿を現わすまで時間をつぶさなければならなかった。最初の船はナッサウ号で、船が姿を見せたとき、彼ら（奉行たち）はこの船の到着に大いに満足したが、パーウ号が大幅に遅れ、予定日より一ヶ月後に到着したので、そのあいだ彼らは真剣になって遅れた理由やなお多くの船が後続中であるかどうかを聞き合わせた。われわれがこのことを心配している様子に（奉行は）大いに同情し、直ちに高い山に見張り番を常置して浜辺に出現するすべてのものを発見し、海上に船が見えたときは大至急でそのことを商館に通報し、またオランダ人一名が現場に駆けつけることに、事実上、同意してくれた。昨年このことは認められていなかったが、われわれはこのように船の荷下ろしや船内の臨検に以前よりかなり礼儀正しい待遇を受けたので、双方にとって、すべてはすこぶる平穩のうちに進行している。しかし、ナッサウ号の櫓や武器庫内のものを除いて、（他の）船の舵、大砲および弾薬は陸上に運ばせられることを取りあげ、上記のエルセラック<sup>34</sup>はかなうことならば、かつて平戸でそうだったように、大いなる友好と便宜をもって扱われたいと書き送った。しかし彼らはわれわれの書簡の内容を知って再び非常に不機嫌となり、三郎左衛門殿はこのような要求を持ち出すのは時期早尚であって、一、二年は辛抱すべきであり、われわれの行状が彼らにいまよりもっとよく

知られるようになれば、その結果としてよりよい待遇を与えることになるのだと言って大いに不満を示した。メールマン号は従来よりもずっと厳重な臨検を受け、バラストの石さえ残らず移動させられた。エルセラックは彼らがすべてのものを投げ出そうとしたことをわれわれの書翰に起因していると考え、実はそれ以前もそれ以後も（会社の）船が日本から出帆するとき満足すべき取り扱いを受けていることを充分に理解しなかった。メールマン号だけが船内臨検を受けたということは、同船がトンキンから来航したことが問題になっていることは確かだ。トンキンはローマ・カトリック教にひどく汚染されている国であり、同国から日本への航行は、オランダ人を除いて、禁制になっているのである。シャム、カンボジア、広南（からの航行）も敲罰をもって禁止されており、（これらの地域から）運ばれてきた品物でポルトガル人に所属するものが少しでもあれば、ジャンク船、水夫、積荷商品とともに焼却される。

奉行三郎左衛門殿とわれわれ（総督）が閣老たちに宛てた書翰に戻ると、書翰は奉行には気に入らなかったように思われる。というのもこれはわれわれだけの意見だが、われわれは（その書翰で）長崎の奉行と使節たちがわれわれの立場（それは恐らく（閣老たちには）知られたくないのであろう）に対してとった処置を説明し、閣老たちに請願をしているからである。それはともかくとして、三郎左衛門殿は書翰に詳しい説明を求めたい箇所を多く見つけたので、あらゆる術策を弄してわれわれ

に書翰を手許に留めて置くように仕向け、ついに次のわれわれ（総督）の訓令までそれを発送しないようにさせた。他方で、奉行三郎左衛門殿はこの件に関して、使節筑後殿（井上筑後守政重）、第二番目の奉行フエーゼモン殿（柘植平右衛門正時）<sup>35</sup>とともに、オランダ人の利益となるように、つまりわれわれからみて、貿易を大いなる繁栄の状態に置くように、また使節、奉行諸公にすれば、われわれにもまた日本ではこれら諸公を通してでなければいかなる宛名（の書翰）も認めないとする事ができるように、協議した結果、上述の書翰を（閣老へ）提出することを次のわれわれ（総督）の訓令を受け取るまで延期するのがよいということに決定された。こうしていつも、われわれの意向はよく理解され、書簡の内容は他の人々にもよく伝わることになり、したがって上述の奉行は（書翰の）写しを送られるから、われわれは今後もっとよい待遇を享受するようになるかと確信している。われわれは思慮深く日本（人）の気質に順応するならば、大いに日本人の心をかちとるだろうと考えている。そしてわれわれはいまは満足するまでに至っていないが、もう少し強く求めればついには目的を達成するだろう。日本人が自分たちをそうだと思ひこんでいると同様に、われわれもまた知識と理性と学問のある人々であるということを、日本人に理解させなければならぬだろう。とはいえ、慎重に□。そして貿易が今年と同じように活況を呈し続け、待遇が悪化しなければ、われわれもまた余り神経質であっては

オランダ連合東インド会社と日本貿易

ならず、いくらか小さくなり、へりくだって振る舞わなければならない。それとともに、神経のゆき届いた尊敬をもって奉行たちにわれわれの献身ぶりを受け入れさせなければならない。上級商務員ピーテル・アントニッセン・オーフェルトワートル<sup>36</sup>は謙虚な人柄であり、修学によって頗る聡明な人だからこれらすべてのことを立派にやってのけるだろう。三郎左衛門殿はわれわれ（総督）の書簡に非常に驚いたので、書簡に添えた贈り物を拒否したが、これは不器用に（われわれを）脅かし、自己の尊厳を維持するためのうわべだけの見せかけに過ぎない。

上級商務員エルセラックによる恒例の（皇帝への）献上品は感謝をもって受納された。われわれは「非常によい情勢の通りに」貿易が順調に行われるように、献上品をいくらか派手にすることを希望する。で、近いうちそのための命令を与えることになろう。なんとといっても、得にもならない不愉快な煩勞は堪えがたいことだから。われわれは時間と状況の経過に応じてこの重要な問題を会社の利益へと誘導して行くように努力する。

以前言われたように、彼らがわれわれを日本から追放しようとしていないことは全くたしかである。もしわれわれがかの国から退去し、（しかも）他国からの輸入を阻止できれば、それによって（日本は）非常に困り混乱に陥るということを最高当局でさえ認識し始めたように見える。しかしわれわれの信ずるところではこれだけが（われわれを追放し

ない) 唯一の理由ではなく、さらに彼らをもっと混乱させるかも知れない力が働いていることをわれわれはよく承知している。すなわち低い国(オランダ)が提供する品々(の補給)を上方方面は絶たれるだろうし、また今年、上方諸国では米の大飢饉で多くの人々が餓死し、異常な大不祥事に見舞われ、無秩序を生じさせるかも知れないのである。

□ 同じくまた、宗教的な書物をもはや日本に持参してはならないし、長崎奉行たちは「禁止されている」病人慰問師の派遣を勧告したけれど、それが継続すると大きな困難が生じるかも知れないので、慰問師の派遣は最小限にとどめる方がよいとカロン並びにル・メール両氏でさえ主張したことは大いに留意すべきであるが、にもかかわらず、われわれは(総督の)書翰でわれわれの宗教に関して自由を要求し、新旧の聖書と若干名の病人慰問師を乗せることなしには(日本へ)船を送らないという決議をした。聖書は船が(日本を)出帆するまで布に包んで封印し、商館長の手許に預けておきさえすれば、多分非難されることはないだろう。われわれは(総督の)書翰で礼拝を行う許可と遺骸の埋葬地を要請したが、これに対して、われわれが心の中で礼拝を行うことを禁じたことはないのに、総督はなぜこのように書いてきたのか、と三郎左衛門殿に逆に質問された。<sup>(37)</sup>われわれが日本人の面前で公然と礼拝を行うことは、彼らにとって以前の時代とポルトガル人の記憶を新しくするがゆえに、許されることはありえない。われわれはまた遺骸を海に投ずるこ

とは禁じられておらず、遺骸を船で持ち帰ることも、日本風に焼くことも出来る。キリスト教徒の遺骸は皇帝の命令に基づき日本風に埋葬してはならないのである。日本人の書状(質問状)やわれわれが看取した他の多くの状況から、神の加護により、暫くはよりよい待遇を享受するだろうとわれわれは結論した。ポルトガル人との休戦<sup>(38)</sup>は日本人から非常に不可解にみられたので、われわれはこの休戦の方針が何であるかについて、われわれ自身と牢獄にある数人のカトリック教徒(ポルトガル人)とで日本人に明確な説明をすると、それに対して彼らは十分に満足した。牢獄のカトリック教徒はとりわけつぎのように述べた。すなわちオランダ人は両国民<sup>(39)</sup>いずれの友人ではなく、両国民を相互に消耗させようとしているので、弱い方の手を援助しているのであると。こうして、われわれはオランダの最高当局に命令することはできず、彼らに勧めたこと彼らにとって利益になることを実行することができると答えた。われわれの考えでは、この休戦はわれわれとともに日本の利益にもなるだろう。さらに、なんども言及したエルセラックは□シナ人(のジャンク)を襲撃すること、すなわち日本へ航行中のジャンク船を掠奪すれば大きな困難を覚悟しなければならぬだろうと心配したが、われわれはそのように理解しない。そして、われわれの考えによれば日本人の行動は(日本に)在任し、威圧され日本人の重々しい態度によって思考力を麻痺させられた人たちよりも、遠くにいるわれわれの方がよく

理解できるのであって、しかもこうしたことはそれほど珍しいことではない。エルセラックがバタヴィアへ帰ったなら、彼はこの件についてわれわれと同じ理解をするか、さもなければ彼自身の書いた文書によって（われわれとは異なる理解をする）別の根拠を挙げなければならぬだろうとわれわれは信じている。われわれはまた他の多くの件について、とりわけ、シナ人がシナから巨額の資本の生糸と絹織物を日本へ持ち込む限り、会社は日本で存続することができないということをエルセラックとともに訴えたい。（会社が）存続することができないとき、これに続いて起こるのは、われわれが日本を退去しなければならないか、それともシナ人が日本から撤退するかのどちらかで、これ以外のことが起こるだろうか。なぜなら利得なしに営業すれば、われわれは破滅しなければならないし、そのようなことは賢明ではないからである。われわれは会社に役立つように、当地（バタヴィア）を訪れる友人たちとあらゆることを話し合っ、もっとも有利となる企てを行わなければならない。われわれはスヒップ船ニュー・ロッテルダム号の出帆まえに、日本に關してより詳細な報告とさらによい知らせを貴方がたにお伝えしたいと希望している。

（翻訳に当って、日蘭学会通常務理事ウイレム・レムリンク氏の教示をえることができた。記して謝意を表する。）

オランダ連合東インド会社と日本貿易

注

- (1) 青石 *Blauwe stenen* はバラストとして使用され、バタヴィアでは玄関前の階段に用いられた。（原注）
- (2) ファン・デル・ブルフについては本紀要第四十七卷一九八六年所載の「オランダ連合東インド会社と日本—*Generale Missien* 試訳—(2)」七四頁注(1)参照。
- (3) スペインのリアル貨は十七世紀東インド地方では一枚が四五スタイフェル（二グルデン五スタイフェル）ないし五〇スタイフェル（二グルデン一〇スタイフェル）に換算されたので、リアル貨三〇万枚は約七〇万グルデンになる。
- (4) クーケバッケルについては本紀要第四十四卷一九八三年所載の「オランダ連合東インド会社と日本—*Generale Missien* 試訳—(1)」二二頁注(2)参照。
- (5) 永積洋子訳『平戸オランダ商館の日記』第四輯三二二—三二九、四四一、四四四—四四七頁参照。
- (6) タイオワンから日本への輸入商品を仕入れるために、タイオワンで使用している現金と商品の額二十六万五千グルデンを指す。（原注）
- (7) *Aert (Artus) Gijssels* は一六一一年下級商務員として東インドに着き、アンボイナ商館に勤務した。二〇年帰国したが、二九年インド評議会員として東インドに赴任し、主としてアンボイナ商館に勤務、三七年バタヴィアから帰国する商船隊司令官に任ぜられた。帰国後、オランダ海軍の幹部として活躍し、七六年歿した。
- (8) 島原の乱については『平戸オランダ商館の日記』第四輯、三九一—七二、七八頁参照。
- (9) 益田時貞(1623~38) 一揆の首領として天草四郎大夫時貞と呼ばれた。
- (10) 『平戸オランダ商館の日記』第四輯、一一七一—一九頁参照。
- (11) 内裏すなわち法皇 *Deyro of grote paep*. 実際上の、しかし権力を持たない

- 皇帝(天皇)で、オランダ人は神道の法皇と見做していた。(原注)
- (12) ノイツとタイオワン事件に関しては『平戸オランダ商館の日記』第一輯参照。
- (13) 『平戸オランダ商館の日記』第四輯、一四八―五五頁参照。  
原語は *Burgemeesters*。
- (14) 前掲書、一二五、一四七頁および注(23)参照。
- (15) 「オランダ連合東インド会社と日本(2)」六七頁上段四行目参照。
- (16) 前掲訳文、六七頁上段十二行目以下参照。
- (17) ここではゾン号とあるが、他の箇所ではゾンネ号。  
カロンについては前掲訳文、七四頁注(15)参照。
- (18) カートン *Sir William Courton* 南ネーデルラント出身、ロンドンの大商人。  
一六二二年ナイトの称号をえ、三五年イギリス東インド会社に対抗して東インド貿易のための会社を設立した。
- (19) スペイン植民地メキシコのアプルコ港からメキシコ、ペルー産の銀を積んだ銀船隊が毎年マニラに航行した。銀船隊はマニラで銀と中国産生糸を交換し、生糸の一部はセビーリヤへ運ばれた。なお栗原福也「連合東インド会社と生糸」『史論』(東京女子大学)三五号一九八二年所収、参照。
- (20) 一六二六年マニラの政庁はアントニオ・カレニョ・バルデス指揮の遠征隊を派遣し、キールン(基隆)を発見し、港をサンチシマ・トリニダードと命名し、サン・サルバドル城を築いた。
- (21) 『平戸オランダ商館の日記』第四輯、二三四―二三九頁参照。
- (22) 同、二七一頁参照。
- (23) 同、三四〇―四一頁参照。
- (24) *Maximiliaan le Maire* は一六三五年以来、商務員として連合東インド会社に勤務し、四一年上級商務員となり、カロンに代ってオランダ商館長となり、平戸から長崎への商館移転の責任者となった。一六四三年―四四年タイ
- (25) オワンの長官に任ぜられ、四五年帰国船団の司令官となって祖国に帰った。  
前掲書、二九六―三〇〇頁参照。
- (26) 同、四四三頁参照。
- (27) *Calimbaog, Kalambak* アロエの樹脂およびだいのうの根経の呼称で、ともに薬草として使用された。(原注)
- (28) 前掲書、四五二―四五三頁参照。
- (29) 同、四四九頁参照。二人の使節は小浜久太郎、間宮虎之助である。  
一六〇九年八月二十五日、將軍家康よりスペックスに与えられた朱印状を、オランダ側は、日本のいかなる場所でも貿易が許されているということを示すために、日本へ送付した。一六一七年九月十五日ブラウエルに与えられたもうひとつの朱印状はずっと日本のオランダ商館に保存されていたが、その内容は一六〇九年の朱印状とほとんど変わらない。(原注)
- (30) 村上直次郎訳『長崎オランダ商館の日記』第一輯、一五三頁参照。
- (31) *Jan van Elserack* は一六三一年バタヴィアに赴任し、三二年以後タイオワンで活躍して三九年上級商務員になった。四一―四二年、四三―四四年長崎オランダ商館の館長を務め、その参府を成功させた。四五年帰国船団の副司令官として祖国に帰った。
- (32) 原綴は *Phegenondone* だが、当時の長崎奉行柘植平右衛門の間違いである。なお村上直次郎訳注、中村孝志校注『バタヴィア城日誌2』東洋文庫、一九一頁参照。
- (33) *Pieter Anthonisz. Overtwater* は一六四〇年上級商務員として東インドに赴任、裁判所法務委員に任ぜられ、四一年タイオワンの法律事務官、四二―四三、四四―四五年長崎オランダ商館の館長を務めた。一六四六年―四九年タイオワン長官に就任し、のち帰国したが、六三年インド評議会員として再び東インドに着任し、裁判所長官を兼任した。八二年バタヴィアで歿した。
- (34) 『長崎オランダ商館の日記』第一輯。

(38) 一六四〇年ポルトガルはオランダが交戦中のスペインの支配を離れて独立した。

(39) スペイン人とポルトガル人の両国民を指す。(原注)

〔文理学部教授(西洋経済史)一九七六―七七年度個人研究員〕